

議案第 6 号

里庄町道路及び普通河川等管理条例の制定について

里庄町道路及び普通河川等管理条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

法令に特別の定めがない公共物の管理について、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、必要な事項を条例で定める必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

里庄町道路及び普通河川等管理条例

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、里庄町が所有し、又は管理する道路及び普通河川等（以下「公共物」という。）の管理及び使用について必要な事項を定めることにより、公共物の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公共物」とは、本町が管理する次に掲げるもののうち、公共の用に供されているものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されない河川、ため池、水路その他これらに類するもの
- (3) 前2号に掲げるものに附属する施設又は工作物

(公共物における禁止行為)

第3条 公共物においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共物を損傷し、又は汚損する行為
- (2) 土石、竹木、ごみ、汚毒物その他これらに類するものを投棄し、又は放置する行為
- (3) 公共物の機能又は構造等に支障を及ぼすおそれのある行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共物の保全及び適正な利用に支障を及ぼすおそれのある行為

(工事の承認)

第4条 町長以外の者は、公共物に関する工事の設計及び実施計画について、町長の承認を受けて、工事を実施することができる。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により承認を受けた工事に要する費用は、承認を受けた者が負担しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により承認する場合において、公共物の管理上又は公益上必要な条件を付することができる。

(占用の許可)

第5条 公共物の敷地において、工作物、物件又は施設（以下「占用物件」という。）を設け、公共物を占用しようとする者は、町長の許可（以下「占用許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項に掲げる行為が、公共物の管理に支障を及ぼさず、必要かつやむを得ないと認められるときに限り、許可することができる。

3 町長は、第1項の規定により許可する場合において、公共物の管理上又は公益上必要な条件を付することができる。

(占用の期間及び更新)

第6条 占用許可の期間は、5年以内とする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 占用許可を受けた者（以下「占用者」という。）が、前項の占用許可期間満了後、引き続き公共物の占用許可を受けようとするときは、継続の申請をしなければならない。

(占用料)

第7条 町長は、公共物の占用許可をしたときは、占用者から占用料を徴収することができる。

2 占用料の額は、別表のとおりとする。

3 占用料の算定等については、里庄町道路占用条例（平成26年里庄町条例第24号）第15条第2項から第16条までの規定を準用する。

(占用料の減免)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減免することができる。

(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条第3項各号に定めるもの。

(2) 生活上必要と認められる最小限の施設を設けるために占用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

(占用料の還付)

第9条 既納の占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、占用者の申請により、占用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 占用者の責めに帰することのできない事由によって、町長が占用許可を取り消し、又はその効力を停止したとき。

(2) 天災、地変その他占用者の責めに帰することができない理由により占用しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

(占用許可に基づく権利の譲渡の制限)

第10条 占用者は、町長の許可を受けなければ、占用許可に基づく権利を他人に譲渡してはならない。

(占用者の地位の承継)

第11条 占用者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により占用許可に基づく権利を承継した法人は、当該占用者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により、占用者の地位を承継した者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(許可等の取消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、工事の承認又は占用許可を取り消すことができる。

(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反しているとき。

(2) この条例の規定に基づく承認又は許可に付した条件に違反しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

(許可の失効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合において、占用許可はその効力を失う。

(1) 占用者が死亡し、相続人がいないとき、又は許可を受けた法人が解散したとき。

(2) 許可を受けた行為を中止し、又は廃止したとき。

(3) 公共物の用途を廃止したとき。

(無許可占用に対する処置)

第14条 町長は、占用許可を受けることなく公共物を占用する者があるときは、直ちにその占用を停止させ、占用物件があるときは、これを撤去させることができる。ただし、占用の追認を願い出た場合で、その占用が公共物の管理上支障がなく、かつ、特別の事由があると認められるときは、町長は、これを許可することができる。

2 前項の場合において、占用物件の撤去に要した費用は、許可を受けずに公共物を占

用した者が負担する。

(原状回復等)

第15条 占有者は、占有許可の期間が満了したとき又は占有を廃止したときは、速やかにその旨を町長に届け出るとともに、工作物等を除去し、公共物を原状に回復しなければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、公共物の管理上必要があるときは、占有者に対して原状回復に代わる必要な措置を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第12条の規定により占有許可が取り消されたとき及び第13条の規定により許可が失効したときについて準用する。

4 前3項の規定による原状回復等に要した費用は、占有者の負担とする。

(立入検査等)

第16条 町長は、公共物の管理上必要があると認めたときは、占有者から報告を徴し、又は当該許可に係る場所若しくは占有者の事務所その他の事業場に立ち入り、占有等の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる。

2 占有者は、正当な理由がない限り、前項の規定による報告又は検査を拒むことができない。

(用途廃止)

第17条 町長は、公共物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公共物の用途を廃止することができる。

(1) 公共物の本来の目的による効用がなくなったとき、又はその公共性が認められなくなったとき。

(2) 公共事業の実施にあたり公共物の用途を廃止する必要性が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により公共物の用途を廃止するときは、当該公共物について、利害関係があると認められる者の意見を求めることができる。

(罰則)

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第3条の規定に違反した者

(2) 第4条の規定に違反し、承認を受けずに公共物の工事をした者

(3) 第5条の規定に違反し、占有許可を受けずに公共物を占有した者

(4) 第14条第1項及び第15条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定による命令に違反した者

2 町長は、詐欺その他不正な手段により第7条第2項に規定する占有料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条から第9条における占有料についての規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例施行の日に、現に書面により許可を受け使用中のものは、この条例により許可を受けたものとみなす。

(里庄町道路占有条例の一部改正)

第3条 里庄町道路占用条例(平成26年里庄町条例第24号)の一部を次のように改正する。
第2条中「法に基づくもののほか、」を「法に基づき」に改める。

別表(第7条関係)

占用物件	単位	占用料
里庄町道路占用条例(平成26年里庄町条例第24号)別表に掲げる工作物等	同条例の例による。	
工作物敷地	占用面積1平方メートルにつき1年	200円
耕作地	占用面積1アールにつき1年	500円
その他	町長がその都度定める額	